

# 修 繕 設 計 書

年 度	令 和 8 年 度						
修 繕 場 所	明石市藤江924-8 明石市消防局			修 繕 方 法 及 び 修 繕 期 限	請 負		
					契約締結の翌日より		
修 繕 名 称	明石市消防局庁舎誘導灯取替修繕			支 払 い 方 法	令和 8 年 9 月 30 日 まで		
					前払金	無	
修 繕 概 要	1 新設工事			1 式			
	2 撤去工事			1 式			
設 計 金 額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円

# 工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費					
新設工事	1	式			第0001号明細表
撤去工事	1	式			第0002号明細表
諸経費	1	式			
工事価格					
消費税相当額	1	式			
合計					

## 新設工事

## 内 訳 明 細 表

第0001号明細表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
B級天井埋込片面誘導灯	FBK-42721-LS17 + ET-20702	6	台			
誘導灯外付点滅装置	XEF-5072MCF	6	台			
点滅形天壁直付片面誘導灯	FBK-42701X-LS17 + ET-20702	5	台			
点滅形壁埋込片面誘導灯	FBK-42771X-LS17 + ET-20702	1	台			
壁付用リニューアルプレート	特注品	1	台			
B級BL天壁直付片面誘導灯	FBK-20701-LS17 + ET-20702	1	台			
壁付用リニューアルプレート	FBA-20W4N	1	台			
B級BL天井埋込片面誘導灯	FBK-20721-LS17 + ET-20702	5	台			
B級BL天壁直付片面誘導灯	FBK-20701-LS17 + ET-20702	6	台			
天井直付用リニューアルプレート	FA-20W4N	2	台			
壁付用リニューアルプレート	FBA-20W4N	4	台			

# 内 訳 明 細 表

第0001号明細表

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
C級天井埋込片面誘導灯	FBK-10721-LS17 + ET-10702	3	台			
C級天壁直付片面誘導灯	FBK-10701-LS17 + ET-10702	4	台			
天井直付用リニューアルプレート	FA-10W4N	1	台			
壁付用リニューアルプレート	FBA-10W4N	2	台			
雑材消耗品		1	式			
電工費		1	式			
消防届出書類作成費		1	式			
合 計		1	式			

## 撤去工事

## 内 訳 明 細 表

第0002号明細表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
B級BH形 天井埋込誘導灯	FBK-42311-PS17	6	台			
B級BH形 直付誘導灯	FBK-42303X-PS17	5	台			
B級BH形 壁埋込誘導灯	FBK-42371X-PS17	1	台			
B級BL形 直付誘導灯	FBK-20601N-LS17	1	台			
B級BL形 天井埋込誘導灯	FBK-20311-PS17	5	台			
B級BL形 直付誘導灯	FBK-20303-PS17	6	台			
C級 天井埋込誘導灯	FBK-10309-PS17	3	台			
C級 直付誘導灯	FBK-10301-PS17	4	台			
既設処分費		1	式			
合 計		1	式			

# 明石市消防局庁舎誘導灯取替修繕特記仕様書

## 1 目的

本修繕は、消防局庁舎の避難口・通路・階段通路に設置している既存の誘導灯を、LED誘導灯に取り替えるための修繕を実施するものである。なお、本修繕は、消防法及び建築基準法とそれらの関連法令に適合することが前提である。

## 2 修繕場所

明石市藤江9 2 4-8 明石市消防局

## 3 修繕期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

## 4 修繕内容

### (1) 設置する機器について

ア 消防法とその関連法令に基づく認定を受けた機器とすること。

イ 別紙「誘導灯仕様及び修繕内容一覧表」により既存機器の種別、区分（等級）等をよく把握し、同等の機器を選定すること。

### (2) 設置箇所について

機器の設置位置は、別紙「非常誘導灯配置図」を参照すること。

### (3) 現場状況の確認

契約締結後、各機器及びその周辺の状況については、事前に消防局に申し出ることに  
より、現場を直接確認することができる。

### (4) 既存機器の撤去

既存機器および交換において生じた不要な部材等は、すべて責任をもって撤去する  
こと。

### (5) 設置箇所の補修

設置後は、既存機器撤去による壁及び天井の汚れ・キズ等を補修し、見映えに配慮す  
ること。

### (6) 修繕計画書の作成

作業時間、期間等については、消防局業務に与える影響が最小限になるように効率よ  
く修繕計画を立て提出すること。

### (7) 報告書の提出

機器の設置後、動作確認等を実施し報告書(任意書式)を1部提出すること。作業の記  
録写真を付けることとし、修繕前・修繕中・修繕後を撮影すること。

### (8) 法令上の必要手続き等

消防法及びその他法令により必要な関係各庁への届出に必要な書類及び図面の作成、  
並びに届出を含むものとする。

## 5 留意事項

- (1) 作業を行う際、業務に影響を及ぼす場合または及ぼす恐れがある場合は事前に現場の消防局職員の指示に従うこと。(具体的には業務に影響を及ぼす事案として、音、振動、臭い、粉塵などをいう。)
- (2) 作業のための車両の駐車場所、搬入、搬出場所及び経路等については消防局と打合せを行い、消防局の指示に従うこと。
- (3) 作業において、消防局施設に重大な損失等を与えた場合は、消防局と協議の上、至急原状回復を行うこと。
- (4) 受注者の作業員は社名入りの制服を着用し、身だしなみに注意すること。
- (5) 作業終了後は、使用方法について現場の職員によく説明すること。
- (6) 消防局内作業において知り得た個人情報などを消防局の局外局内問わず口外してはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

## 6 保証

- (1) 消防による立ち入り検査の結果、不適となった場合は、速やかに必要な対策を講じること。
- (2) 受注者の業務上の不備によると認められる故障及び消防局の過失によらない故障は、速やかに無償で修復すること。なお、受注者の業務上の不備と認められる故障は、当該保証期間終了後も無償で修復を行うこと。

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、消防局と受注者とが協議して取り決めるものとする。

# 修繕共通仕様書

## 第1章 総則

### 1 本仕様書の適用

(1) 本仕様書は、明石市消防局が発注する修繕に適用する。但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工するものとする。

### 2 費用の負担

(1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

### 3 法令等の遵守

(1) 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ消防局係員と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

### 4 提出書類

(1) 受注者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりではない。

① 着工届	1部	A4版
② 工程表	3部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
③ 業務責任者届	1部	A4版
④ 経歴書・資格者の写し	1部	A4版
⑤ 修繕費内訳書	1部	A4版
⑥ 施工計画書	1部	A4版
⑦ 有資格一覧表（免許の写しを含む）	1部	A4版
⑧ 完成届	1部	A4版

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

### 5 業務責任者

(1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

### 6 工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

### 7 品質

(1) 機器・材料等の製作・据付においては、消防施設で使用される設備の使用目的を發揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を發揮できるまで受注者の責務をもって対処すること。

### 8 検査

(1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。

(2) 受注者は、各工程ごとに消防局係員の検査を受け、合格しなければならない。

(3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。

(4) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

### 9 関係官公庁との協議

(1) 受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

### 10 証明書の交付

(1) 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

## 11 疑義の解釈

- (1) 受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は消防局係員の解釈に従うこと。

## 第2章 図書の提出

### 1 提出書類

- (1) 受注者は、下記書類を提出し、消防局係員の承認を得ること。但し、消防局係員が必要でない  
と認めた場合はこのかぎりでない。
  - ① 承認図 3部 サイズについては消防局係員と協議のこと。
  - ② 修繕日報 1部 A4版
  - ③ 主要資材メーカーリスト及び材料試験表 1部 A4版
  - ④ 緊急連絡網 1部 A4版
  - ⑤ 完成図書 2部 A4版
  - ⑥ 修繕写真（カラーコピー） 1部
  - ⑦ 各保証書 2部（完成図書に収納（1部コピーでも可））
  - ⑧ 各仕様書・カタログ・取扱説明書 2部 A4版
  - ⑨ 納品書 2部（完成図書に収納（1部コピー））

## 第3章 一般事項

### 1 施工管理

- (1) 業務責任者は、常に修繕現場に常駐し、消防局係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。
- (2) 既設撤去物については、消防局係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

### 2 損傷部補修

- (1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、消防局係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

### 3 災害事故防止

- (1) 修繕箇所は消防局内であるため、現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。
- (2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て受注者の責において処理すること。

### 4 廃棄物処理

- (1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。
- (4) 廃棄物の処分に關し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者へ当該管理票の写しを送付しなければならない。

### 5 保証期間

- (1) 保証期間は、完成後1年間とする。

## 6 その他

- (1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
- (2) 本業務完了に際し、消防局係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。
- (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- (4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則下記のとおりとするが、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

背表紙	表紙
<p data-bbox="375 728 545 754">令和□□年度</p> <p data-bbox="445 813 472 882">○ ○</p> <p data-bbox="445 936 472 1048">修 繕</p> <p data-bbox="445 1144 472 1294">完 成 図 書</p> <p data-bbox="403 1391 513 1417">受注者名</p>	<p data-bbox="954 728 1125 754">令和□□年度</p> <p data-bbox="917 936 1168 963">△△修繕 完成図書</p> <p data-bbox="986 1308 1096 1335">受注者名</p>

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。